

## よくある質問Q&A【過誤・請求誤り】

分類	質問	回答
過誤	過誤処理とは何か教えてください。	<p>事業者が国保連合会からすでに支払を受けた介護報酬の取消しを行う処理のことです。国保連合会では保険者からの委託を受けて、介護報酬の審査支払業務を行っています。審査支払した介護報酬に誤りがあった場合は、保険者へ当該介護給付費明細書の取消依頼(＝過誤申立)を行います。保険者の了承したもののみが過誤として処理され、国保連合会に正しい内容で再請求することができるようになります。</p> <p>過誤には「通常過誤」と「同月過誤」の2種類の処理方法があり、福岡市ではそれぞれ提出先・提出期限・提出物等が異なりますので、ご注意ください。</p>
過誤	生活保護受給者や市外被保険者の過誤はどこに申立を行えばよいでしょうか。	<p>(生活保護受給者の場合) 介護保険併用の方は保険者へ、生保単独(Hではじまる番号)の方は担当の福祉事務所へ申ししてください。</p> <p>(市外被保険者の場合) 該当の市外保険者へ申ししてください。</p>
過誤	通常過誤と同月過誤の違いについて教えてください。	<p>(通常過誤) ※原則、過誤処理はこちらの方法で行ってください。 誤った介護給付費明細書の請求全額を取り下げます。再請求は、過誤決定後に行います。</p> <p>(同月過誤) 誤った介護給付費明細書の請求取り下げと、再請求を同じ月内に審査することで、差額調整を行う特例処理です。行政指導(監査)等により多額の返還金が発生したときや過誤申立件数が極端に多いときに、この処理方法をとることで支払額への影響を軽減させます。</p>
過誤	福岡市の通常過誤と同月過誤の申立方法等について教えてください。	<p>(通常過誤) ※原則、過誤はこちらの処理方法で行ってください。 再請求予定月の前月10日までに、介護給付費明細書に記載された保険者番号※の区福祉・介護保険課へ①過誤依頼書②過誤申立書③誤った介護給付費明細書を朱書き訂正したものの3点を提出します。請求取り下げのみの場合も、通常過誤で行います。</p> <p>※ 東401315／博多401323／中央401331／南401349／城南401364／早良401372／西401356</p> <p>(同月過誤) 再請求予定月の前月末日までに、福祉局介護保険課過誤担当へ①過誤依頼書②過誤申立書③申立書Excelデータを保存したCD-R④誤った介護給付費明細書を朱書き訂正したものの4点を提出します。</p> <p>※件数が多い場合はチェック作業に時間がかかるため早めにご提出ください。</p>
過誤	過誤申立は郵送でもかまいませんか。	郵送または持参でのみ申立を受け付けます(電子メール・FAXでの提出は厳禁)。
過誤	過誤が終了(決定)したことはどのようにして確認できますか。	国保連合会が過誤処理した月の翌月初めに『介護給付費過誤決定通知書』を事業所へ送付します。
過誤	過誤となった明細書を再請求する場合は、いつ行えばよいですか。	<p>通常過誤か同月過誤かで再請求の時期が異なります。</p> <p>(通常過誤の場合) 『介護給付費過誤決定通知書』で過誤決定状況を確認してから、再請求を行ってください。</p> <p>(同月過誤の場合) 国保連合会が過誤処理する月(福岡市に同月過誤依頼を提出した翌月)に、再請求を行ってください。 同月過誤は、過誤決定状況を確認できないまま再請求を行うことになります。申立誤りや不承認で過誤決定が出来ない場合は、再請求が返戻になります。審査翌月に国保連合会より送付される『介護給付費過誤決定通知書』『請求明細書返戻一覧表』で確認してください。</p>
過誤	過誤をした場合、事業所への支払額はどうなりますか。	<p>過誤処理をした月の審査決定額から過誤調整額を差し引いた金額が支払決定の金額となります。国保連合会から通知される『介護給付費等支払決定額内訳書』で確認してください。</p> <p>過誤調整額が審査決定金額を上回る場合、支払決定額がマイナスになります。マイナスの支払決定額は、国保連合会の請求に基づき指定期日までに一括納付しなければなりません。</p> <p>過誤金額が大きい場合や過誤申立件数が多い場合などで一度に過誤調整することが困難なときは、事前に福岡市介護保険課に相談の上、処理を進めてください。</p>
過誤	過誤処理を行う場合、利用者負担額についても調整しなければなりませんか。	<p>利用者負担額(1割～3割部分)についても、調整しなければなりません。</p> <p>高額介護サービス費などにも影響しますので、速やかに還付や追加徴収等調整処理を行ってください。</p>

## よくある質問Q&A【過誤・請求誤り】

分類	質問	回答
過誤	申立事由コードがわからないのですが。	別紙「過誤申立事由コード一覧表」を参照してください。 取消を行う介護給付明細書の様式や過誤事由で、使用するコードが異なります。  (通常過誤の場合) 取消事由が、県や市からの実地指導など指導によるものである場合は、「* * 42」を、それ以外の場合は「* * 02」を使用してください。  (同月過誤の場合) 取消事由が、県や市からの実地指導など指導によるものである場合は、「* * 49」を、それ以外の場合は、「* * 12」を使用してください。
過誤	被保険者が市内で転居した場合の保険者番号は、どこになるのか。	過誤処理を行う給付明細書(レセプト)の保険者番号になります。 ただし、月の途中で被保険者が福岡市内のA区からB区に転居したため、その月の保険者は本来B区となりますが、被保険者の届出日が遅れたことにより、まれにA区で審査が確定している場合があります。このような場合は、過誤申立は給付明細書に記載されている区(この場合はA区)で、再請求はB区(本来の保険者)で行ってください。もしも、再請求を誤ってA区で行ってしまうと、過誤処理のみ行われ、再請求分を給付できません。
過誤	支払いが完了していない最新月の過誤処理はできますか。	過誤処理は、審査確定した介護給付費を取下げたものなので、支払いが完了した(確定した)後でなければ、過誤申立はできません。  請求を提出した月の15日頃までであれば、国保連合会(Tel.092-642-7858)に返戻依頼が可能です。
過誤	過誤処理はいつでもできますか。	請求の訂正に必要な処理ですので、基本的には審査確定後であればいつでもできます。 請求の誤りに気づいたら、速やかに過誤処理を行ってください。 ただし、増額過誤請求(取り下げる介護給付費<再請求する介護給付費)は、時効到達により保険給付を受ける権利が消滅した後はできません。  時効(代理受領サービスの場合) 介護給付費→サービス提供月の翌々々月(通常支払月の翌月)の1日を起算日として、2年。 総合事業費→サービス提供月の翌々々月(通常支払月の翌月)の1日を起算日として、5年。
請求誤り	(サービス事業所) 請求内容(サービスコード・日数・回数・単位数等)に誤りがあった場合、どのように対応したらよいでしょうか。	保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。 誤りがあった箇所のみを過誤することはできません。介護給付費明細書の請求金額全額が過誤の対象となりますのでご注意ください。
請求誤り	(サービス事業所) 加算を付け忘れて請求した場合、どのように対応したらよいでしょうか。	加算のみについて請求することはできません。 保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。
請求誤り	(サービス事業所) 生活保護の情報を入力せずに請求し、保険給付(9割分)が決定した場合、どのように対応したらよいでしょうか。	生活保護に係る介護報酬(1割分)のみを遅れて請求することはできません。 保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後に正しい内容で国保連合会へ再請求してください。
請求誤り	(居宅支援事業所) サービス計画費を過誤した場合、再請求はどのようにしたらよいでしょうか。	サービス計画費のみ再請求をしてください。給付管理票の提出は必要ありません。 給付管理票の内容に変更がある場合は、給付管理票の作成区分を「修正」として国保連合会に提出してください。
請求誤り	(サービス事業所・居宅支援事業所) 請求明細書・給付管理票ともに誤って決定している場合、どのように対応したらよいでしょうか。	サービス事業所から保険者へ過誤の申立をして、過誤処理終了後、居宅支援事業所から給付管理票の修正を国保連合会へ提出してください。その後、サービス事業所から国保連合会へ再請求をしてください。  ※「過誤処理」と「給付管理票の修正」は同月にはできません(給付管理票がN7エラーとなります)ので、給付管理票の修正は次の時期に行ってください。  ・単位数が減る場合・・・過誤処理完了月翌月に給付管理票修正を実施 ・単位数が増える場合・・・給付管理票修正完了月翌月に過誤処理を実施 ←給付管理票修正が完了する前に単位数が増える同月過誤を実施された場合、再請求明細書が上限審査による返戻となり、通常過誤として取り扱われることがあります。